

三芳町公共工事中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三芳町会計規則（昭和39年規則第2号）第48条の2第2項の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、工期が60日を超える土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計・調査・測量及び土木建築に関する工事の用に供する事を目的とする機械類の製造を除く。以下「建設工事」という。）で、1件の請負代金額が500万円以上のものとする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件を全て満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要す経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支出済であること。

2 前項の規定は、継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約について準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第3号中「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と、同項第4号中「当初の前払金」とあるのは「当該会計年度の当初の前払金」と読み替えるものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払は、請負代金の額の10分の2の範囲内で、5,000万円を限度とする。この場合において、1万円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の額に対してすることができる。

3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初におけ

る請負代金の額に対してすることができる。

(中間前金払又は部分払の選択)

第5条 中間前金払又は部分払の対象となる建設工事の受注者は、中間前金払又は部分払を選択することができるものとする。

2 前項に規定する対象工事の受注者は、中間前金払・部分払選択届(様式第1号)を契約締結時に町長に提出しなければならない。

3 継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて当該会計年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の請求等)

第6条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書(様式第2号)に工事履行報告書(様式第3号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内(閉庁日を除く。)に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書(様式第4号)により受注者に通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払を受けようとするときは、中間前払金請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の発行する中間前払金に係る保証証書を添えて町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の請求があった場合には、同項の請求書を受理した日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

5 中間前払金の支払は、第3項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(中間前金払の金額の変更)

第7条 町長は、中間前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金の額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金の額を差し引いた額以内の額を追加して支払うことができる。この場合において、請求及び支払については、前条の規定を準用する。

2 中間前払金の支払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金の額に著しい減額が生じ、既に支払を受けた前払金の額と中間前払金の額を合計した額が変更後の請負

代金の額の10分の6を超えたときは、その超過した額（以下「超過額」という。）を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、当該期間内に、町が部分払の支払いをしようとするときは、その支払額から超過額を控除することができる。

3 超過額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、町と受注者が協議して返還すべき額を定める。ただし、請負代金の額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、返還すべき額を町長が定め、中間前払金を受けた受注者に通知する。

4 前3項の規定にかかわらず、契約残期間が30日未満のときは、前払金の増額又は減額は行わないことができる。

（中間前払金の使途制限）

第8条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

（中間前金払の返還）

第9条 中間前金払の支払を受けた受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
- (4) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき。

2 前項の中間前払金の返還は、町長の指定する期日までに行わなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結する工事から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）三芳町長

住 所

受注者

氏 名

㊟

中間前金払・部分払選択届

下記の工事については、

中間前金払
部 分 払

を選択します。

記

1 工 事 名

2 請負代金額

3 契約年月日

年 月 日

4 工 期

年 月 日から

年 月 日まで

（注）1 契約締結前に中間前金払か部分払のどちらか一方を選択してください。

2 契約締結後に当初の選択を変更することは可能です。ただし、既に中間前金払又は部分払を行った後の変更はできません。

様式第2号（第6条関係）

中間前金払認定請求書

年 月 日

（あて先）三芳町長

受注者名

現場代理人



下記の工事について中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
摘 要	

様式第3号（第6条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	年 月 日～ 年 月 日		
日付	年 月 日（ 月分）		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
(記載欄)			

- (注) 1 報告は、月報を標準とする
 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定
 出来高累計を記入する。
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

現場代理人	主任（監理）技術者

様式第4号（第6条関係）

認 定 調 書

第 号
年 月 日

様

発注者



下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
摘 要	